

ePrivacy規則 閣僚理事会案について

2021年4月6日

株式会社インターネットイニシアティブ
鎌田博貴

- **ePrivacy規則案についてEU加盟国間で合意成立・立法手続開始**
- **規制対象となる電子通信サービスの範囲拡大・適用対象の明確化**
 - ・ インターネット接続の上で提供されるWebメール、メッセージサービスなどを電子通信サービスの定義に追加、電子通信データ処理規制の対象とする（クッキー規制とは直接関係なし）
- **域外適用の明文化**
 - ・ EU領域内にある個人を対象とするサービス提供、クッキー設定等について域外適用
- **同意を取得せずクッキー等を設定できる場合を明確化**
 - ・ サービス提供、オーディエンス測定、セキュリティ・アップデート等
 - ・ 規制対象として「端末装置の処理機能の利用」を追加
- **クッキー等について同意取得方法、同意証明方法等を明確化**
 - ・ サードパーティ・クッキー、SDKについてウェブ／アプリ管理者による同意取得の代行
 - ・ クッキー同意をサービス提供条件とすることができる条件
 - ・ ブラウザ設定による同意取得
 - ・ オンライン識別子による同意取得の証明
 - ・ 定期的な同意撤回権通知義務

EUクッキー等規制の経緯



ePrivacy指令に基づく規制の経緯及び概要



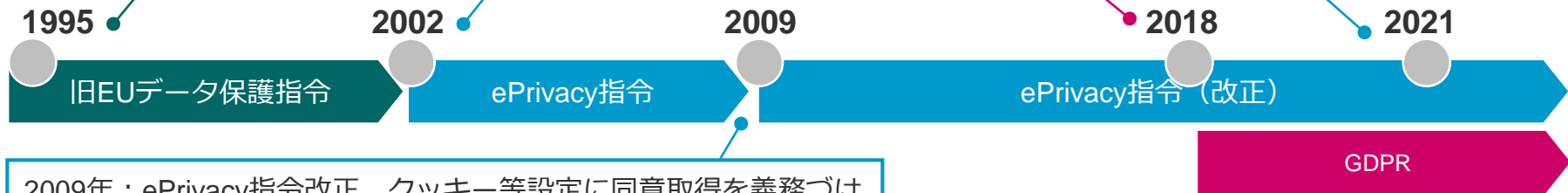
EUでは、オンラインサービス利用者の端末装置でのデータ読み書きを対象に、目的等の情報提供及び事前同意取得を原則とする「クッキー規制」が行われている。クッキー規制をEU域内で統一するために、ePrivacy規則案の立法作業が2017年以来続いている。

2002年：ePrivacy指令
クッキー設定について、(1)情報提供、(2)拒否権提供を義務づけ

1995年：旧EUデータ保護指令(Directive 95/46/EC) 制定

2021年：EU閣僚理事会でePrivacy規則案が合意。
EU閣僚理事会及び欧州議会による立法手続開始。

2018年：GDPRにより同意有効要件が厳格に：
(1)任意、(2)対象特定、(3)情報提供、
(4)曖昧でない明確で肯定的な意思表示
(オプトアウト、暗黙の同意、みなし同意は不可)



2009年：ePrivacy指令改正 クッキー等設定に同意取得を義務づけ
同意有効要件は旧EUデータ保護指令を引用：
(1)任意、(2)対象特定、(3)情報提供。

ePrivacy規則制定の動きに至る問題意識

- ePrivacy指令は、各加盟国における国内法化が必要で、規制内容がばらつく可能性
- 電子プライバシーについてEU市民を等しく保護し、単一市場における平等な競争環境を確保することが必要
- 直接、EU全加盟国に適用される「規則」(regulation)による規制が必要
- プライバシー侵襲度が低い一定のクッキーについて、同意取得を免除する範囲を明らかにする必要。

欧州司法裁判所(CJEU)の判例により、同意有効要件、クッキー設定に複数主体が関与する場合における責任範囲等に関するケースローが確立された。

Planet49判決：あらかじめチェックされたチェックボックスによる同意取得の有効性

2019年10月1日
欧州司法裁判所



事案概要

Planet49社が運営する懸賞ウェブサイトでは、同意宣言文に付されたチェックボックスが最初からチェックされていた。原告は、このような同意宣言文の使用禁止を命じる判決を求めた。

判旨

GDPRが規定する同意は、能動的な意思表示でなければならず、あらかじめチェックが入れたチェックボックスを示し、利用者が同意を拒否するためにはこのチェックを外さなければならない状況では、有効な同意は取得し得ない。

Fashion ID判決：クッキーを設定する第三者の責任

2019年7月29日
欧州司法裁判所



事案概要

衣料販売事業者Fashion ID社がウェブサイトに設置したFacebookの「いいね！」ボタンをクリックした閲覧者の個人データが、Facebookに自動的に送信されていることについて、「いいね！」ボタンをウェブサイトに埋め込むウェブサイト管理者がGDPR適用上「管理者」にあたるかどうか問われた。

判旨

広告最適化の目的でサードパーティー・クッキーをウェブサイトに設置するなど、第三者による端末装置におけるデータの読み書きを許容するウェブサイト管理者は、GDPR適用上、クッキー設定元の第三者であるネット広告エージェンシー、ソーシャルメディア等とともに共同管理者の立場に立ち、端末識別子、閲覧・行動履歴など取得される個人データの利用目的について利用者に情報提供し、利用者から同意を取得する義務を負う。

2019年11月以来、各閣僚理事会輪番議長国がePrivacy規則案のドラフトを提出し、加盟国間の調整が続けられてきた。主な論点は、端末装置におけるデータ読み書きにおける利用者の同意取得義務例外規定として、サービス提供に必須な場合の他、利用者の権利・利益に優越するサービス提供者の**正当利益**、セキュリティの維持を理由とするケースを加えるか否かであった。



フィンランド議長案 (2019/11/18)

以下の場合、利用者の同意を取得せず、端末装置におけるデータ読み書きができることとする。

- (1) オンラインサービス又は端末装置のセキュリティを維持・復旧するために必要な場合
- (2) セキュリティを理由とするソフトウェアのアップデートに必要な場合であって、利用者によるプライバシー設定を変更せず、利用者があらかじめ情報提供を受け、利用者が自動的アップデートを延期する機会を与えられる場合



クロアチア議長案 (2020/2/21)

- (1) 端末装置におけるデータ読み書きの適法根拠として、同意に加え、サービス提供者の「**正当な利益**」のために必要で、優越する利用者の利益、基本権又は自由がない場合を追加した。
- (2) 利用者が子供である場合、利用者の属性分析等を目的とする場合、又は特別カテゴリ個人データ (GDPR9条) を処理する場合は、利用者の利益が優越すると見做す。
- (3) (1)の場合、サービス提供者は、端末装置におけるデータ読み書きに係るデータを、GDPR28条の処理契約を締結した処理者以外の第三者と共有してはならない。
- (4) (1)の場合、GDPR35条に基づくデータ保護影響評価(DPIA)を実施しなければならない。

2019年11月以来、各閣僚理事会輪番議長国がePrivacy規則案のドラフトを提出し、加盟国間の調整が続けられてきた。主な論点は、端末装置におけるデータ読み書きにおける利用者の同意取得義務例外規定として、サービス提供に必須な場合の他、利用者の権利・利益に優越するサービス提供者の**正当利益**、セキュリティの維持を理由とするケースを加えるか否かであった。



ドイツ議長案 (2020/7/6)

クロアチア議長案及びフィンランド議長案について、以下の選択肢を提案した。

- (1) クロアチア議長案を支持し、正当利益を適法根拠に加える場合、悪意あるソフトウェアのインストールを助長するおそれがあるので、端末装置のセキュリティをどのように確保すべきか議論する必要がある。
- (2) フィンランド議長案を支持し、セキュリティを理由とする同意取得義務の例外を新設する場合、以下の論点について議論する必要がある。
 - ・ 利用者のプライバシーとサービス提供者の正当利益のバランス
 - ・ 自動運転、健康などに関連するIoT機器に関連するアクセス要件及びセキュリティ確保



ポルトガル議長案 (2020/11/4)

- (1) クロアチア議長案で導入された正当利益を端末装置における読み書きの適法根拠とする条文を削除
- (2) フィンランド案で導入されたセキュリティを理由とする同意取得義務の例外を再度提案

ePrivacy規則 EU閣僚理事会案(2021/02/10)



目的（1条）・規制対象（2条）

■ 目的・保護法益

- 個人の基本権・自由、とくにプライバシー、通信の秘密、個人データの保護
- 法人の基本権・自由、とくに通信の秘密の保護
- 電子通信データ・電子通信サービスのEU域内における自由な移動

ePrivacy規則による同意取得義務は利用者が法人である場合にも適用
典型的には、B2Bサービスで、顧客である企業の従業員から同意を取得する場合

■ GDPRの特別法として位置づけ

- GDPRとの間で規制内容が重複する場合、ePrivacy規則の適用が優先

■ 規制対象

- 電子通信サービスの提供に関連する電子通信コンテンツ及び電子通信メタデータの処理
- 利用者の端末装置の情報（電子通信サービスの提供に関連するかどうかを問わない）
- 公衆の用に供される電子通信サービスの利用者のディレクトリ
- 利用者に対するダイレクト・マーケティング通信の送信

■ 旧・枠組指令(2002/21/EC)におけるECS定義

- 通常は対価を伴い、主として信号伝送を提供するサービス
- 除外：伝送されるコンテンツを提供・編集するサービス
- 除外：情報社会サービス（対価のために、遠隔地から、利用者の要求に応じて提供されるサービス）であって、信号伝送を提供しないものを除く

■ 旧・枠組指令のもとでの適用範囲についての判例（欧州司法裁判所）

- SkypeOut：VoIPを電話網に相互接続、信号伝送に責任 ⇒ ECSである
- Gmail：伝送をISPに依存、信号伝送は主たる機能ではない ⇒ ECSではない



IP技術の普及で、利用者の観点では機能的に同じものがECSの定義からこぼれ、電子プライバシー規制の技術中立性が損なわれている。

このため、欧州電子通信コード（EECC）において、インターネット上で提供される個人間通信サービス（Interpersonal Communication Service）をECSに含めることとされた（EECC前文15項）。

規制対象：電子通信サービス (ECS) の定義（新定義）

■ 欧州電子通信コード(EECC)（2020/12/21～）

- 通常は対価を伴い、電子通信網上で提供されるサービスで、以下を包摂(encompass)：
 - a. インターネット接続サービス
 - b. 個人間通信サービス（番号サービス、非番号サービス）
 - c. 主として信号伝送を提供するサービス（例：M2M向け、放送向け）
- 除外：伝送されるコンテンツを提供・編集するサービス

■ 旧・枠組指令との違いを整理すると…

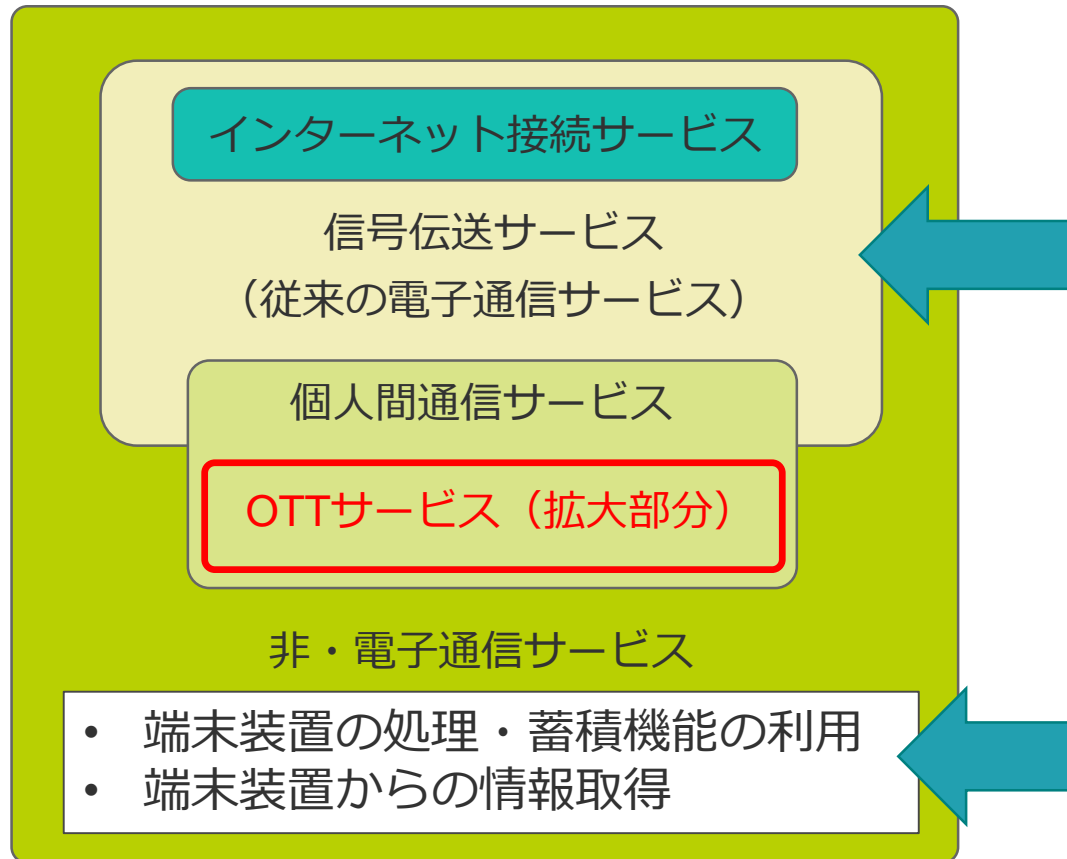
- 主として信号伝送を提供するサービス：共通
- 番号サービス（電話、SMSなど）+インターネット接続サービス：共通
- 信号伝送しないコンテンツ提供事業の除外：共通（例：情報を掲載するウェブサイト）

■ つまり、EECCでECS定義に追加されたのは、

信号伝送を主たる機能とせず、インターネットなどの通信網上で提供される個人間通信サービス。例えば、Webメール、メッセージサービスなど

- 「対価を伴い」には、個人データ提供を対価とする運営、広告収入による運営も含まれる（EECC前文16項）
- 個人間通信サービスには、サービスに付随する補助的なもの（ゲームにおけるチャット）、機械間の情報交換は含まれない（EECC2(5), 前文17項）

EECC: European Electronic Communications Code (Directive 2018/1972)



電子通信サービスに対する規制

- 通信の秘密
- 電子通信データの処理規制
- 電子通信コンテンツの処理規制
- 電子通信メタデータの処理規制

非・電子通信サービスにも及ぶ規制

- いわゆる「**クッキー等規制**」
 - 原則禁止
 - 同意など一定の場合禁止解除

- **OTTサービス** (Over-The-Top Service):
インターネット上で提供される個人間通信サービス (Webメール、メッセージ)

地理的適用範囲（3条）

■ 適用対象となる活動（一部）

- EUの領域内にある個人に対する電子通信サービス等の提供
- EUの領域内にある個人の電子通信コンテンツ及び電子通信メタデータの処理
- EUの領域内にある個人の端末装置の情報の保護

■ EU代理人の選任・届出義務

- 次の活動を行い、EU域内に拠点を持たない事業者
 - 一般向けに提供される電子通信サービス等の提供
 - 端末装置のデータ処理・蓄積機能の利用又は端末装置からのデータ取得
- 活動開始後1ヶ月以内にEU代理人を選任、監督当局に届出
- 活動が臨時(occasional)で、利用者の基本権にリスクを及ぼす可能性が低い場合は免除

■ 域外適用が明文化されたことの意義

- 現行ePrivacy指令には域外適用の規定がないが、クッキー等を設定する場合は、ほぼ必ず、入力内容、閲覧行動など個人データ処理を伴うので、GDPRの域外適用条項が発動していた。
- 域外適用の明文化により、域外企業に対する指導・摘発がより活発化する可能性。

用語	定義
電子通信データ	電子通信コンテンツ + 電子通信メタデータ
電子通信コンテンツ	電子通信サービスにより交換される通信内容、例えば、テキスト、音声、動画、静止画など
電子通信メタデータ	伝送を行うために処理されるデータで、発信元・着信先を追跡・特定するためのデータ、装置の位置に関するデータ、通信の日時・継続時間・種類を含む
位置データ	電子通信サービス・網が処理するデータで、端末装置の地理的位置を示すもの
端末装置	情報を送信・処理・受信するために、直接又は間接に公衆電気通信網に接続されている装置。（間接：例えば網と端末装置との間にルータが置かれる場合）（指令2008/63/EC）

電子通信メタデータの例：電話番号、IPアドレス、スマートフォンの端末ID、クッキーID

指令2008/63/EC：電子通信サービスの端末装置の市場における競争に関する指令

- 電子通信データは、秘密でなければならない。
- 利用者以外による電子通信データへの干渉（盗聴、監視、処理など）は、本規則が定める場合を除き禁止。

電子通信データの処理規制（6条）

- 電子通信サービス・網の提供者による電子通信データの処理は、以下の場合に限って許される：
 - 電子通信サービスを提供するために必要な場合
 - 電子通信サービス・網、端末装置のセキュリティ維持・検知などのために必要な場合
 - **法令上の義務**を遵守するために必要で、かつ、基本権を尊重し、犯罪捜査、治安維持などの目的に照らし必要かつ比例的な場合
- 電子通信データの処理は、これらの**目的に照らし必要な期間に限り**許される。
- 電子通信データの処理は、**匿名化データの処理ではこれらの目的を達成できない場合に限り**許される。
- 外注委託により電子通信データを処理する場合、GDPR28条に従って外注委託先を管理・監督しなければならない。

電子通信データ = 電子通信コンテンツ + 電子通信メタデータ
上記規制は、コンテンツ又はメタデータのみを処理する場合も適用

電子通信コンテンツの処理規制（6a条）

- 電子通信サービス・網の提供者による電子通信コンテンツの処理は、上記6条の場合のほか、以下の場合に限って許される：
 - もっぱら私的な用途のために利用者が求めたサービスを提供する目的のためであり、当該利用者が同意し、かつ、当該処理により通信の他の当事者の基本権又は利益を侵害しない場合
 - 通信のすべての当事者が同意した場合。ただし、GDPRの規定に従いデータ保護影響評価を行うこと

電子通信コンテンツ：通信内容、例：テキスト、音声、動画、静止画

電子通信メタデータの処理規制（6b条）

- 電子通信メタデータの処理は、上記6条の場合のほか、以下の場合に限って許される：
 - ネットワークを管理・最適化し、サービスの技術的品質を満たすために必要な場合
 - 電子通信サービス契約の履行、課金、不正利用検知阻止などに必要な場合
 - 利用者が、同意した場合
 - 自然人の極めて重要な利益を保護するために必要な場合
 - 科学的若しくは歴史的調査又は統計のために必要かつ以下の条件を満たす場合：
 - 位置データの場合
 - ✓ データを仮名化すること
 - ✓ 匿名化データでは目的達成できないこと
 - ✓ 処理終了後データを消去・匿名化すること
 - ✓ 利用者のプロファイリング等に利用しないこと
 - ✓ 匿名化しない限り、第三者に共有しないこと
 - 位置データ以外の場合
 - ✓ 処理がEU法又は加盟国法に従うこと
 - ✓ 暗号化・仮名化等の安全措置のもとに行われること

電子通信メタデータ：発信元・着信先、装置の位置、通信の日時・継続時間・種類など

電子通信データの保存・消去（7条）

■ 消去・匿名化義務

- 電子通信データがその利用目的のためにもはや必要でなくなった場合
- 電子通信メタデータが電子通信サービスを提供する目的のためにもはや必要でなくなった場合

■ 電子通信データの保持に関するEU・加盟国の法律

- 犯罪捜査、治安維持などを目的として、限られた期間(for a limited period)、電子通信メタデータを保存すべきことを法律で定めることができる。

「クッキー等規制」 (8条)

- 端末装置の処理・蓄積機能の利用、端末装置からの情報の取得は、一般的に禁止され、以下の場合に限って許される。(次ページに参照条文)

列記された条件	想定される適用例
もっぱら電子通信サービス提供のために必要な場合	メッセージサービスのHTTPセッション維持
利用者の同意がある場合	ターゲティング広告、コンテンツのパーソナライズ
利用者が個別に求めるサービスの提供に必須な場合	ユーザ入力、ログイン認証状態、表示言語の記憶
サービス提供者がもっぱらオーディエンス測定のために必要とする場合。GDPRに規定する処理者を利用する場合、GDPR第28条に従って処理者を管理監督すること	ウェブアクセス解析サービスを利用し、閲覧者がウェブサイトのどのページにどれくらいの時間滞在したかなどを分析する。
オンラインサービス又は端末装置のセキュリティ維持・復旧、不正利用防止、障害検知・防止のために必要な場合	ある利用者が通常利用しているブラウザとは別のブラウザからのログイン試行を検知し、警告する。
ソフトウェア・アップデートに必要な場合。ただし： <ul style="list-style-type: none"> セキュリティ上の必要によるものであり、端末のプライバシー設定を変更しないこと 個別アップデートごとに事前情報提供すること 利用者が自動アップデートを延期又は中止できること 	ブラウザが最新のセキュリティアップデートをインストールしているかどうかを確認する。ブラウザ設定ですべてのクッキーを拒否している場合、これを上書きしない。ブラウザ設定でこのようなアップデートの可否を設定できる。
緊急通報(例：112)において端末装置の位置を特定するために必要な場合	同左
同意又は一定の公益保護を目的とする法令上の根拠がある場合、及び二次利用の目的が当初の処理目的と相容れる(compatible)場合は、二次利用が可能。(GDPP6(4)と同様の規定)	不正ログイン検知情報を捜査協力目的で捜査機関に提供する。

「クッキー等規制」 参照条文

Article 8 (Protection of end-users' terminal equipment information)

1. The use of processing and storage capabilities of terminal equipment and the collection of information from end-users' terminal equipment, including about its software and hardware, other than by the end-user concerned shall be prohibited, except on the following grounds:

(仮訳、以下同じ) 端末装置の処理及び蓄積機能の利用並びにそのソフトウェア及びハードウェアに関する情報を含む利用者端末装置からの情報の取得は、当該利用者による場合を除き、禁止する。ただし以下の場合にはこの限りではない。

(a) it is necessary for the sole purpose of providing an electronic communication service; or
もっぱら電子通信サービスを提供する目的に必要な場合

(b) the end-user has given consent; or
利用者が同意した場合

(c) it is strictly necessary for providing a service specifically requested by the end-user; or
利用者により特に要求されたサービスを提供するために厳格に必要な場合

(d) if it is necessary for the sole purpose of audience measuring, provided that such measurement is carried out by the provider of the service requested by the end-user, or by a third party, or by third parties jointly on behalf of or jointly with provider of the service requested provided that, where applicable, the conditions laid down in Articles 26 or 28 of Regulation (EU) 2016/679 are met; or

もっぱらオーディエンス測定のための目的のために必要な場合。ただし、そのような測定が、利用者が要求したサービスの提供者によって行われる場合、又は、単一の第三者により、若しくは複数の第三者が共同して、要求されたサービスの提供者に代わって、若しくはこれと共同して行われる場合に限る。ただし、この場合（第三者によって行われる場合）においては、必要に応じて、GDPR第26条（共同管理者）又は第28条（処理者の管理）に規定された条件が満足される場合に限る。

(da) it is necessary to maintain or restore the security of information society services or terminal equipment of the end-user, prevent fraud or prevent or detect technical faults for the duration necessary for that purpose; or
情報社会サービス又は利用者の端末装置のセキュリティを維持若しくは復旧し、不正利用を防止し、又は、技術的障害を予防若しくは検知するために必要な場合。ただし、それぞれの目的のために必要な期間に限る。

「クッキー等規制」 参照条文

(e) it is necessary for a software update provided that:

ソフトウェアのアップデートのために必要な場合。ただし、次の場合に限る。

(i) such update is necessary for security reasons and does not in any way change the privacy settings chosen by the end-user,

そのようなアップデートがセキュリティの理由により必要であって、利用者によるプライバシーの設定をまったく変更しないこと

(ii) the end-user is informed in advance each time an update is being installed, and
利用者がアップデートがインストールされるたびごとに事前に情報提供を受けること、及び

(iii) the end-user is given the possibility to postpone or turn off the automatic installation of these updates; or
これらのアップデートの自動インストールを延期し、又は停止する機会を与えられること

(f) it is necessary to locate terminal equipment when an end-user makes an emergency communication either to the single European emergency number '112' or a national emergency number, in accordance with Article 13(3).

利用者が欧州単一緊急通報番号「112」又は加盟国の緊急通報番号に対して緊急通報を行う場合において、第13条第3項（緊急通報の場合の位置情報利用に関する利用者設定のオーバーライド）の規定に基づき、端末装置の位置を特定するために必要な場合

(g) where the processing for purpose other than that for which the information has been collected under this paragraph is not based on the end-user's consent or on a Union or Member State law which constitutes a necessary and proportionate measure in a democratic society to safeguard the objectives referred to in Article 11 the person using processing and storage capabilities or collecting information processed by or emitted by or stored in the end-users' terminal equipment shall, in order to ascertain whether processing for another purpose is compatible with the purpose for which the electronic communications data(*) are initially collected, take into account, inter alia:

本項の規定に基づく情報の取得の目的以外の目的のための処理が、利用者の同意又は欧州連合若しくは加盟国の法であって、第11条（安全保障、防衛、公安等一定の公益を目的として、本法が規定する権利及び義務の制限を規定する立法を認める条項）に規定する目的を保護するために民主的社會において必要かつ比例的な措置を構成するものを根拠としない場合においては、端末装置の処理及び蓄積機能を利用し、又は、利用者の端末装置において処理され、端末装置から発信され、若しくは端末装置に蓄積される情報を取得しようとする者は、そのような他目的のための処理が、電子通信データが本来取得された目的と相容れるかどうかを確認するために、特に次に掲げることについて考慮しなければならない。

(*) "the electronic communications data"は、本来、" the information"であるべきだろう。現時点の閣僚理事会案は、第8条第1項各号列記 (g)以下の部分が完全には整序されていない状態である。

「クッキー等規制」 参照条文

(i) any link between the purposes for which the processing and storage capabilities have been used or the information have been collected and the purposes of the intended further processing;

処理及び蓄積機能が利用され、又は、情報が取得された目的と、意図される他目的処理の目的との関連性

(ii) the context in which the processing and storage capabilities have been used or the information have been collected, in particular regarding the relationship between end-users concerned and the provider;

処理及び蓄積機能が利用され、又は、情報が取得された状況、特に、関連する利用者とサービス提供者との関係

(iii) the nature the processing and storage capabilities or of the collecting of information as well as the modalities of the intended further processing, in particular where such intended further processing could reveal categories of data, pursuant to Article 9 or 10 of Regulation (EU) 2016/679;

処理及び蓄積機能の利用又は情報の取得の性質並びに意図された他目的処理の方法、特に、当該他目的処理がGDPR第9条又は第10条（特別カテゴリ及び犯罪関連の個人データ）が規定する種類のデータを明らかにしてしまう可能性があるかどうか

(iv) the possible consequences of the intended further processing for end-users;

意図された他目的処理が利用者には及ぼす可能性がある影響

(v) the existence of appropriate safeguards, such as encryption and pseudonymisation.

暗号化及び仮名化などの適切な安全措置をとっているかどうか

(h) Such further processing in accordance with paragraph 1 (g), if considered compatible, may only take place, provided that:

第1項(g)号に従った他目的処理は、（本来の目的と）相容れると考えられる場合に、以下の条件の下で行うことができる。

(i) the information is erased or made anonymous as soon as it is no longer needed to fulfil the purpose,

当該目的を達成するためには必要がなくなり次第、当該情報を消去又は匿名化すること

(ii) the processing is limited to information that is pseudonymised, and

当該処理が仮名化された情報のみを対象とすること

(iii) the information is not used to determine the nature or characteristics of an end-user or to build a profile of an end-user.

当該情報が、利用者の属性を決定し、又は、利用者のプロフィールを生成するために利用されないこと

(i) For the purposes of paragraph 1 (g) and (h), data shall not be shared with any third parties unless the conditions laid down in Article 28 of Regulation (EU) 2016/697 are met, or data is made anonymous.

第1項(g)号及び(h)号の場合においては、GDPR第28条に規定された条件を満たす場合又はデータが匿名化される場合のほか、データはいかなる第三者にも共有されてはならない。

■ ターゲティング広告等

従来どおり、ターゲティング広告、コンテンツのパーソナライズなどを目的とするクッキーの設定については利用者の同意取得が必要

■ ウェブアクセス解析

- 同意不要：自社利用のための純粋なオーディエンス測定
- 同意必要：アクセス解析以外の目的でも取得したデータを利用する場合（例：広告連動）

■ クッキー類似技術への規制適用

- 従来どおり、デバイス・フィンガープリンティングなど、類似技術にも規制適用（前文20項）

Recital (20)

Information related to the end-user's device may also be collected remotely for the purpose of identification and tracking, using techniques such as the so-called 'device fingerprinting',

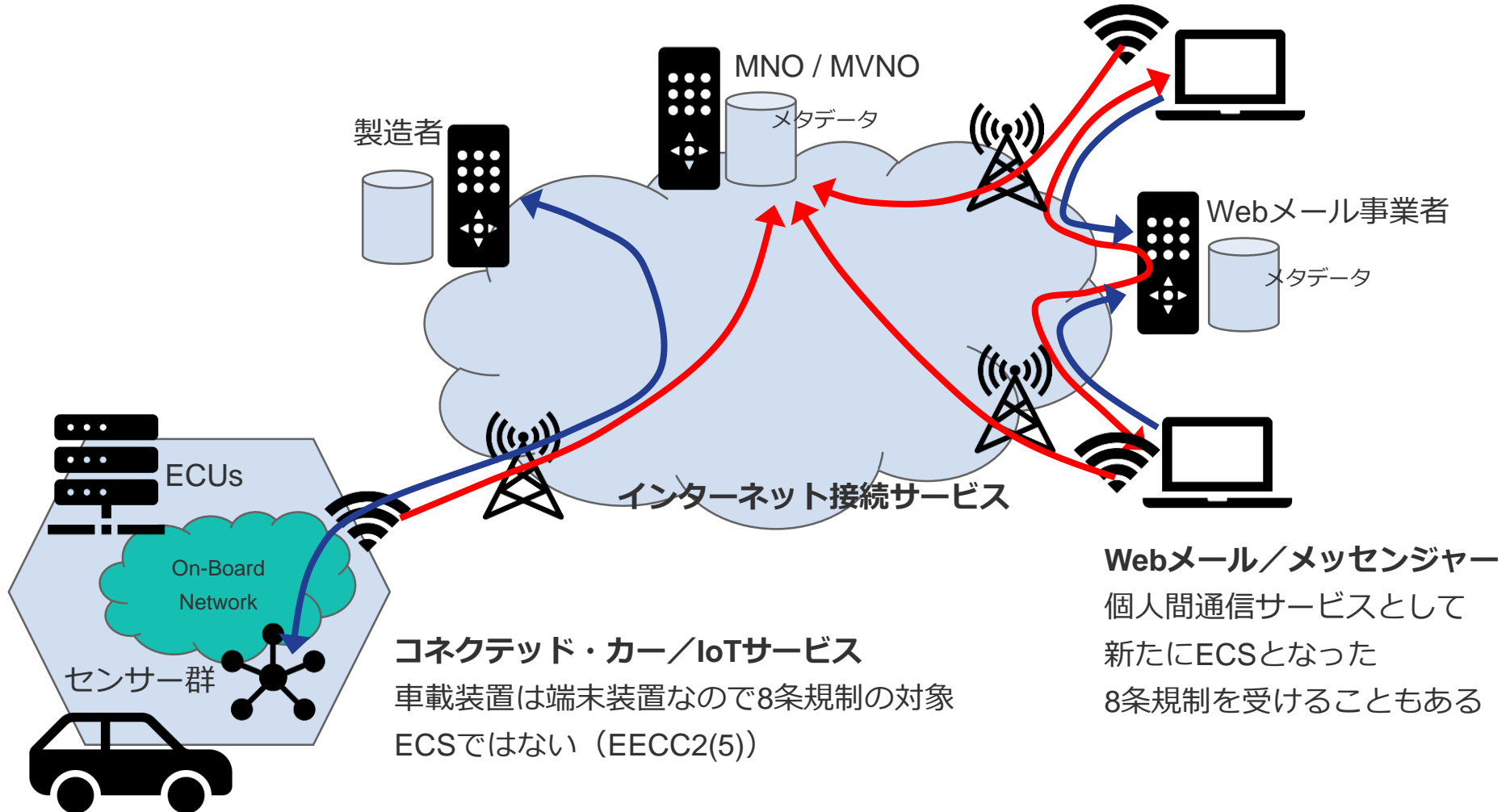
（仮訳）利用者の装置に関する情報は、「デバイス・フィンガープリンティング」等の技術の利用により、識別及び追跡の目的のために遠隔取得することもできる。

■ 端末装置の処理機能の利用が新たな規制対象

- 規制対象の変化
 - 現ePrivacy指令： 端末装置における情報の蓄積又は蓄積された情報へのアクセス
 - 新ePrivacy規則案： 端末装置の**処理**・蓄積**機能の利用**及び端末装置からの情報の取得
- 想定される影響
 - Google Privacy Sandboxは、ブラウザ内部処理で閲覧行動を分析し、利用者を属性グループに分類、このような属性情報を、広告コンテンツをリクエストする際に送信して実質的に広告ターゲティングを実現。このような処理は「端末装置の処理機能の利用」とされる可能性
 - 端末装置での蓄積を伴わないリアルタイム処理が規制対象となる可能性
例えば、コネクテッド車両、IoT機器を対象とする遠隔リアルタイム処理

5-7条規制及び8条規制の適用対象の違い

- **5-7条規制**：電子通信サービス（ECS）提供事業者による電子通信データの処理を規制
- **8条規制**：端末装置のデータ処理・蓄積機能の利用、端末装置からの情報取得を規制
行為者がECS事業者かどうかは問わない



同意の有効要件等（4a条）

■ 同意の有効要件

- ePrivacy規則における同意の定義は、**GDPRによる同意の定義**に従う（4a条）。

Article 4a (Consent)

1. The provisions for consent provided for under Regulation (EU) 2016/679/EU shall apply to natural persons and, mutatis mutandis, to legal persons.

（仮訳）規則2016/679/EUに規定される同意に関する条項は、自然人に適用され、法人に準用される。

■ 本項の意義

- クッキー等設定に係る同意についてGDPRの同意有効要件を参照することは従来と同じ。
- すなわち、同意は、自由に与えられ、特定の目的ごとに与えられ、処理の目的等について情報提供を受けた上で与えられ、かつ、曖昧でない肯定的な行為によらなければならない。

同意の有効要件等（4a条）

■ 同意を取得する責任主体と同意取得代行

- クッキー等設定に関連するデータ利用者が同意を取得する責任を負うが、同意取得を**第三者に代行させる**こともできる。（前文20aaa項）

Recital (20aaa)

The responsibility for obtaining consent for the storage of a cookie or similar identifier lies on the entity that makes use of processing and storage capabilities of terminal equipment or collects information from end-users' terminal equipment, such as an information society service provider or ad network provider. Such entities may request another party to obtain consent on their behalf.

（仮訳）クッキー又はこれに類似する識別子の蓄積について同意を取得する責任は、情報社会サービスの提供者、広告ネットワーク提供者等、端末装置の処理及び蓄積機能を利用し、又は端末装置から情報を取得する者にある。これらの者は、自らに代わって同意を取得することを第三者に要請することができる。

■ 本項の意義

- 例えば、広告エージェンシーによるサードパーティ・クッキーまたはSDKを利用する場合、データ利用者である広告エージェンシーが同意取得の責任を負うが、ユーザ・インタフェースを持つウェブサイト又はアプリの管理者が同意取得を代行できる。現在の実務を追認する内容。

SDK: Software Development Kit

ブラウザの設定による同意 (4a条)

■ ブラウザの設定による同意

- ブラウザ／アプリの設定によるクッキー設定等への同意を有効な同意と認める。(4a(2))

Article 4a (Consent)

2. Without prejudice to paragraph 1, where technically possible and feasible, for the purposes of point (b) of Article 8 (1), consent may be expressed by using the appropriate technical settings of a software application enabling access to the internet placed on the market permitting electronic communications, including the retrieval and presentation of information on the internet.

(仮訳) 第1項の規定(同意有効要件をGDPRの規定によることとする)に影響を与えることなく、技術的に可能である場合、第8条第1項第(b)号(クッキー等設定の同意)の場合において、同意は、市場に流通するインターネットへのアクセスを可能とするアプリケーションであって、インターネットにある情報の検索及び表示を含む電子通信を可能とするものにおける適切な技術的設定を利用して表明することができる。

■ 本項の意義

- GDPRの同意有効要件によれば、同意は目的ごとに取得しなければならないところ、現行のブラウザは、広告、アクセス解析等の目的ごとの同意管理には対応していない。この点を理由として、フランスCNILはブラウザ設定による同意の有効性を否定していた(*)。
- GDPRの同意有効要件を満足する粒度の同意を取得するためには、ブラウザ側での実装改善が必要となる。

*: <https://www.cnil.fr/fr/cookies-et-autres-traceurs-la-cnil-publie-des-lignes-directrices-modificatives-et-sa-recommandation>

■ 直接表明した同意の優先

- 利用者が直接表明した同意は、ソフトウェアの設定に優先する。(4a(2aa))

Article 4a (Consent)

2aa. Consent directly expressed by an end-user in accordance with Paragraph (2) shall prevail over software settings. ...

(仮訳) 第2項により、利用者により直接表明された同意は、ソフトウェアの設定に優先する。...

■ 本項の意義

- クッキーバナー等に表示されるボタンのクリックにより利用者がウェブサイト管理者に対して直接に表明した同意の意思表示は、ブラウザ設定に優先する。
- 逆の場合、すなわち、クッキーバナーでは拒否するが、ブラウザ設定で拒否の意思表示をしていない場合の効果について、本項は言及していない。常識的にはクッキーバナーにおける拒否の意思表示が優先すると思われるが、重要なポイントなので、明確化が求められる。



Google Chromeのクッキー設定画面

オンライン識別子による同意取得証明（4a条）

■ オンライン識別子による同意取得証明

- 同意を特定の端末装置から取得したことを、オンライン識別子（例：IPアドレス、クッキーID、端末識別子など）によって示すことができる場合、同意取得証明として十分である。（4a(2a)）

Article 4a (Consent)

2a. As far as the provider is not able to identify a data subject, the technical protocol showing that consent was given from the terminal equipment shall be sufficient to demonstrate the consent of the end-user according Article 8(1)(b).

（仮訳）サービス提供者がデータ主体を識別することができない場合、同意が当該端末から与えられたことを示す技術プロトコルは、第8条第1項第b号（クッキー等設定に対する同意）による利用者の同意を証明するために十分であるものとする。

■ 本項の意義

- 利用者認証なしのウェブサイト／アプリでのクッキー等設定においては、端末を識別できても、利用者を自然人として氏名などにより識別することができない。このような場合の同意取得証明方法は従来から課題だった。
- 本項は、クッキー等により設定するオンライン識別子により、特定のブラウザ又は端末装置から同意を取得したことを示せば、同意証明として十分であるとし、現在の実務を追認する。
- オンライン識別子による同意取得の証明は、広くIoTアプリケーションに応用できる可能性

同意撤回権通知義務（4a条）

■ 12ヶ月ごとの同意撤回権通知義務（4a(3)）

- 同意した利用者に対しては、12ヶ月を超えない間隔で、定期的に、当該同意を撤回できることを改めて知らせなければならない。
- ただし、利用者がこのような通知の受領を受け取らないことを要求する場合は、この限りではない。

Article 4a (Consent)

3. End-users who have consented to the processing of electronic communications data in accordance with this Regulation shall be reminded of the possibility to withdraw their consent at periodic intervals of [no longer than 12 months], as long as the processing continues, unless the end-user requests not to receive such reminders.

（仮訳）この規則に基づき、電子通信データの処理に同意した利用者は、当該処理が継続する期間中、12ヶ月を超えない定期的な間隔ごとに、その同意を撤回することができることを、通知されなければならない。ただし、当該利用者がこのような通知を受領しないことを要求する場合は、この限りではない。

■ 本項の意義

- これまでクッキー等設定の有効期限についてePrivacy指令及びGDPRには明文の規定がなく、各国規制当局のガイドライン等でも明らかにされていなかった。
- 本項は、直接にクッキー等設定に係る同意の有効期限を規定するものではないが、定期的な同意撤回権の通知義務は新たに課される義務であり、事業者における実装に重要な影響を及ぼす。

クッキー設定等への同意をサービス提供条件とすること

■ 無料サービスとクッキー同意

- クッキー設定等をサービス提供の条件とすることは、以下の条件を満たせば、利用者から純粋な選択権（=同意の任意性）を奪うものではない（前文20aaaa項）：
 - クッキー設定等の目的に関する明瞭、正確、理解しやすい情報提供
 - クッキー同意を条件とするサービスの他に、同じサービス提供者による同等のサービスで同意を条件としないものを利用者が選べること

Recital (20aaaa)

… where access is provided without direct monetary payment and is made dependent on the consent of the end-user to the storage and reading of cookies for additional purposes, requiring such consent would normally not be considered as depriving the end-user of a genuine choice if the end-user is able to choose between services, on the basis of clear, precise and user-friendly information about the purposes of cookies and similar techniques, between an offer that includes consenting to the use of cookies for additional purposes on the one hand, and an equivalent offer by the same provider that does not involve consenting to data use for additional purposes, on the other hand.

（仮訳）アクセス提供が直接の金銭支払ではなく、追加目的のためのクッキーの蓄積及び読み出しに対する利用者の同意に依存する場合、そのような同意を求めることは、クッキー及び類似の技術を利用する目的に関して、明瞭で、正確で、利用者にとってわかりやすい情報提供に基づき、追加的目的のためのクッキー等の利用に対する同意を含むサービス提供及びそのような同意を伴わない、同じサービス提供者による同等のサービス提供のいずれかを利用者が選択することができる場合には、通常、利用者から純粋な選択を奪うものではないと考えられる。

■ 本項の意義

- 欧州議会では、“Pay by your data”による無料サービスの多様化、消費者選択の拡大を支持する勢力と個人データを取引対価とすることに反対する勢力との間で議論が予想される。
- 同意しない限りコンテンツを閲覧させないクッキーウォールは、上記の条件を満たさないと考えられる。

GDPRと同等の法的救済を提供。

■ 救済等について、GDPR 77-80条を準用：

- 利用者等は、監督当局に対して、サービス提供者等による本規則違反について、苦情を申し立てる権利がある。
- 利用者等は、監督当局の法的拘束力ある決定又は苦情申立に対する不作為を裁判で争う権利がある。
- 利用者等は、サービス提供者等による本規則違反について、裁判による救済を受ける権利がある。
- EU加盟国法に基づき設立された非営利公益団体で本規則が保護対象とする分野で活動しているものは、利用者等の授権により、苦情申立又は訴訟を行うことができる。
- EU加盟国は、このような非営利団体が、個別の利用者の授権なく、苦情申立又は訴訟を行うことができることを法律で規定することができる。

■ 損害賠償請求権

- 本規則違反による**金銭的又は非金銭的損害**が対象

■ 行政制裁金

- 本規則違反又は監督当局の命令違反に対する監督当局による行政処分
- 上限は、2000万ユーロ、事業者の前会計年度の世界売上の4%、いずれか多い額

- ePrivacy規則・EU閣僚理事会案 : <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-6087-2021-INIT/en/pdf>
- ePrivacy指令(Directive 2002/58/EC) (現時点のconsolidated text) : <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02002L0058-20091219#E0008>
- 旧・枠組指令(Directive 2002/21/EC) : <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32002L0021>
- 欧州電子通信コード(EECC) (Directive 2018/1972) : <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32018L1972>
- Skype Communications Sàrl v Institut belge des services postaux et des télécommunications (C142/18) : <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A62018CA0142&qid=1613980523278>
(SkypeOutは電子通信サービスであると判断した欧州司法裁判所の予備判決)
- Google LLC v Bundesrepublik Deutschland (2018/03/19 C193/18) : <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A62018CN0193>
(Gmailは電子通信サービスに当たらないと判断した欧州司法裁判所の予備判決)
- 電気通信端末装置の市場における競争に関する指令(端末装置を定義)(Directive 2008/73/EC) : <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX%3A32008L0063>
- フランスCNILによるクッキー等に関するガイドライン : <https://www.cnil.fr/fr/cookies-et-autres-traceurs-la-cnil-publie-des-lignes-directrices-modificatives-et-sa-recommandation>